

契約不適合担保に関する特殊条項（役務）

甲及び乙は、契約不適合担保に関し、次の特殊条項を定める。

（役務の契約不適合）

役務請負一般契約条項第40条第4項の規定にかかわらず修補の請求又は代金の減額の請求若しくは契約解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から 　　か月以内に発しなければならない。